

水給第 146 号
令和2年5月29日

指定給水装置工事事業者 各位
指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課
課長 宮崎 理
(公 印 省 略)

給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いますので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

【主な改正内容】

（１）給水装置工事施行基準

- ・受水槽式給水の計画使用水量の一部改正（P42、52）
- ・水道メーター口径決定基準の一部改正（P53）
- ・貯水槽水道の維持管理清掃内容の一部改正（P145）

（２）排水設備工事施行基準

- ・水質汚濁防止法施行令で定める特定施設一覧表の一部改正（P 参-20、22）

【運用開始日】 令和2年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置工事施行基準・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。（6月1日以降）

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係：TEL 099-213-8524

南部審査係：TEL 099-213-8523